平成２１年（フ）第７７４号
広島市安芸区矢野西１丁目19番５―101号
債務者　甲斐　義雄
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８５７号
広島県安芸郡府中町桃山１丁目４－３―101、住民票上の住所広島市西区庚午北１丁目15番24―205号
債務者　中村　和志
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８７４号
広島市南区東雲２丁目７番５号
債務者　田中　一郎
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９００号
広島市西区楠木町１丁目７番18―401号
債務者　富永　由理
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９２９号
広島市東区福田８丁目42番25号
債務者　鶴山　真弓
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０号
福岡県久留米市白山町384番地５　ニューライフ久留米703号
債務者　小島三和子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２０９号
福岡県久留米市三潴町早津崎407番地　養護老人ホーム長生園
債務者　鐘ケ江清登
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第５１１号
鹿児島県鹿児島市上之園町17番地３白坂病院上之園寮409号
債務者　大重　奈々
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
鹿児島県鹿児島市上福元町5890番地１市住2025号
債務者　永里健一郎
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２６０号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目11番20―302号ステップイン金満
債務者　脇迫　美幸
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２７８号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘６丁目26番地９　エステートピア88　202号
債務者　坊野　敦子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘２丁目３番地１
債務者　松元　光義
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
鹿児島県日置市吹上町中之里1758番地１　ドリームハイツ102号室
債務者　田中真由美
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３４８号
鹿児島県鹿児島市上之園町24番地22日宝エミール上之園503号
債務者　大山　一三
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３６５号
鹿児島県鹿児島市三和町18番24―63号
債務者　柏田　修一
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
北海道苫小牧市緑町１丁目23番18号　ベルデハイム２―203
債務者　小沼　正幸
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１５５号
北海道苫小牧市緑町１丁目23番18号　ベルデハイム２―203
債務者　小沼ひとみ（旧姓磯谷）
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部